

裁 決 書

審査請求人 ○ ○ ○ ○
処 分 庁 熊 取 町 長

審査請求人が令和4年1月20日に提起した情報公開決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

令和3年12月17日付3熊保育第2207-1号により行った全部公開決定処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求については、却下する。

第1 事案の概要

1 審査請求人は、情報公開条例（平成10年条例第28号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定により、令和3年12月3日に、実施機関に対し、次の本件対象文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

・保育課が所掌する個人情報取扱事務の名称が「町立保育所民営化移管先事業者選定委員会事務」である個人情報取扱事務登録簿について、個人情報保護条例に基づき同条例第7条第3項（1）（2）（3）の項目を一般の縦覧に供したものの。

2 実施機関は、本件公開請求に対し、条例第11条の規定により本件処分を行い、令和3年12月17日付3熊保育第2207-1号で審査請求人に通知した。

3 審査請求人は、令和4年1月20日に本件処分を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づき、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、次の理由から、本件処分を取り消す及び同条例に規定する公開請求に対する決定等を改めて行うとの裁決を求めている。

情報公開請求に係る情報の内容は、個人情報保護条例第7条第3項の規定により、一般の縦覧に供されたものである。同項では「個人情報を本人以外から収集するときは町長に届け出るとともに、次の事項を一般の縦覧に供しなければならない」と規定しており、これは当然、個人情報を収集する前に一般の縦覧に供しなければならないと規定したものである。しかし、公開された情報は、個人情報を収集した後に作成された文書である。よって、情報公開請求により公開を求めた情報に対する公開の決定がなされていないと考へ、審査を求めるものである。

(1) 平成30年4月1日登録の個人情報取扱事務登録簿（以降「当該登録簿」という）の縦覧をもって個人情報保護条例第7条第3項各号の縦覧に代えているとの町の主張について、町の主張に基づくのであれば、公開されるべき情報は「本人以外からの個人情報収集届出書（以降「届出書」という）」の他に当該登録簿も本情報公開請求に該当する情報として開示されるべきである。同項は、個人情報を本人以外から収集するときの規定である。当然、これは個人情報を収集する前に町が行うべき責務を規定したものであり、収集後の責務を規定したものではない。公開を求めた情報は、「町が同条例に基づき同項各号の項目を一般の縦覧に供したもの」であり、理由説明書における町の主張に基づけば、当該届出書を縦覧に供す前（令和3年6月30日以前）は当該登録簿の縦覧をもって同項の規定を遵守していたこととなる。よって、本情報公開請求に対して町は請求に該当する情報として当該届出書に加え当該登録簿も開示せねばならないと考へる。

(2) 個人情報保護条例第7条第3項各号に掲げる事項と同等の事項が当該登録簿に記載されているのか。また、当該登録簿を縦覧することで同項の規定を一定代用できるものであるのか。

ア 理由説明書において、「同項各号の事項と同等の事項が当該登録簿に記載されており、当該登録簿を縦覧することで同項の規定を一定代用できるものである」との趣旨を町は主張している。

イ 同項第1号「収集の目的」について、当該登録簿において同号が記載されていると推測できる箇所は「個人情報取扱事務の目的」欄であるが、ここには「委員の把握」としか記載されていない。さらに、当該届出書には委員の個人情報に関する記載はないため、委員の個人情報を本人から収集したことが確認できる。よって、「委員の把握」という目的は同号に規定する「収集の目的」に適合しない。なお、同号の「収集の目的」と同項第3号の「個人情報取扱事務の目的」が条例上同じ内容を規定しているものであるのか明らかにする必要があると申し添える。

ウ 同項第2号「本人以外から収集する理由」については、当該登録簿で確認できる記載はない。「個人情報の収集方法」の欄で「本人以外」にチェック項目はついてはいるが、その根拠法令や本人以外から収集する理由の記載はされていない。

エ 同項第3号「収集する個人情報の項目」について、当該登録簿には「個人情報の対象者の範囲」が「委員」と記載されていることから、委員の個人情報に関して収集する個人情報の項目しか記載されておらず、本人以外から収集する個人情報の項目は記載されていないものと読み取れる。

オ 以上の点から、当該登録簿には同項各号の事項と同等の内容が記載されているとは到底考えられず、当該登録簿の縦覧をもって同項各号の事項を一般の縦覧に一定代用できるとする町の主張はその根拠がないものである。

カ 令和3年12月17日付3熊広第564号により情報不存在が通知されたとおりに、登録簿の届出をもって同項の届出がなされたとみなす根拠が熊取町には存在しないことを申し添える。

2 処分庁の主張

処分庁は、次のとおり主張し、本件処分は妥当であるとの裁決を求めている。

(1) 本件審査請求にいう届出はないことは事実であり、肯定した上で、令和3年6月7日に実施の情報開示での審査請求人との面談において、個人情報保護条例所管部局より、今時点からでも届出を行い、無届での状況を放置し続けられないよう是正することを申し出て、同年6月30日付けで届出を行ったもので、当該届出書が該当するものとして開示したもの。

(2) 事前に届出がないのは事実であるが、平成30年4月1日登録の登録簿の縦覧をもって、届出内容と同等の事項は縦覧に供しているものとして、一定代用できているものとする。

(3) 届出の趣旨は、個人情報の本人収集の原則に対して、本人以外から収集した場合の各事項を一般に縦覧することを目的としており、前述のとおり、届出がないのは事実であるが、当該登録簿の縦覧をもって一定の目的は代用できていると考える。

第3 理由

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、条例第1条で定めるように、住民の知る権利の保障と公正で開かれた町政を推進するとともに、町の住民に対する説明責任を果たすことにより、住民と町との信頼関係を深め、もって地方自治の本旨に即した住民主体の町政を実現すること

を目的とする。

したがって、条例の解釈及び運用は、条例第3条で明記するように、情報の公開を請求する住民の権利を十分保障する見地から行われなければならない。

2 本件処分の妥当性について

本件公開請求について、全部公開決定されており、審査請求の利益がない。

3 判断

審査会の答申と同様、本件公開請求については、全部公開決定されており、審査請求の利益がないと判断するため、却下すべきである。

第3 結論

以上の理由により、主文のとおり裁決する。

令和5年6月14日

審査庁 熊取町長 藤原 敏司

(教示)

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、熊取町を被告として（訴訟において熊取町を代表する者は熊取町長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、熊取町を被告として（訴訟において熊取町を代表する者は熊取町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。